

(一般社団法人のみ提出)

団体名	
-----	--

非営利型法人の要件確認書

法人税法上の非営利型法人の要件に照らし、下記①または②を非営利型とします。

定款を確認のうえ、該当するに✓を記入してください。

① 非営利性が徹底された法人の要件確認事項

	チェック項目
<input type="checkbox"/>	1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
<input type="checkbox"/>	2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
<input type="checkbox"/>	3 上記1及び2の定款の定め違反する行為（上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
<input type="checkbox"/>	4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。
上記1～4の全ての項目に該当した団体は、非営利性が徹底された法人とみなします。	

⇒①に該当しない法人のみ、②に回答してください。

② 共益的活動を目的とする法人の要件確認事項

	チェック項目
<input type="checkbox"/>	5 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
<input type="checkbox"/>	6 定款等に会費の定めがあること。
<input type="checkbox"/>	7 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
<input type="checkbox"/>	8 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。
<input type="checkbox"/>	9 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。
<input type="checkbox"/>	10 上記5から9まで及び下記11の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
<input type="checkbox"/>	11 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。
上記5～11の全ての項目に該当した団体は、共益的活動を目的とする法人とみなします。	

【参考】一般社団法人・一般財団法人と法人税／国税庁（平成26年3月パンフレット）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/koekihojin/01.htm>